

# 明光園 入所・生活の手引き

令和3年12月1日改定

## 1 入所時に提出していただく書類等

### (1) 前橋市在住の方

- ①健康保険証
- ②介護保険被保険者証
- ③後期高齢者医療受給者証（75歳以上の方）

### (2) 前橋市以外の方

#### ①転出証明書

原則として入所の時点で明光園に住所を異動して頂きます。前住所地の転出証明書を前橋市役所（支所）に提出し、転入手続きをお願いします。

※明光園住所 前橋市樋越町19番地の1

#### ②各種保険証

##### ア. 健康保険証

国民健康保険に加入の方は前住所地で交付（施設入所における住所地特例が適用）されます。

##### イ. 介護保険被保険者証

ア. 同様前住所地で交付されます。

##### ウ. 後期高齢者医療受給者証（75歳以上の方）

前橋市役所に転入手続き後に前橋市から交付されます。

### (3) その他 次の証書等をお持ちの方は提出してください。

- ①福祉医療費受給資格者証
- ②身体障害者手帳
- ③各種年金証書

### (4) 印鑑

- ①ご本人様の印鑑（銀行の届出印を施設でお預かり致します）
- ②身元引受人様の印鑑（入所手続きの際に使用します）

### (5) 預金通帳

入所後の関係費用等の支出のため、群馬銀行大胡支店の口座を開設していただきます。群馬銀行の通帳をお持ちでない方は、入所前にお近くの群馬銀行で大胡支店の口座を開設してください（施設入所の旨説明をすると支店指定ができます）。

※通帳作成をご本人様が変わって代理人が行う場合

1) ご本人様と同居をしておられ姓が同じ場合は運転免許証または保険証が必要となります。

2) ご本人様と同居をしていない場合や姓が違う場合には、ご本人様との関係を証明する戸籍謄本が必要となります。

※群馬銀行以外の預金通帳はお預かりできません。その他通帳はご本人様管理となります。

### (6) 診療情報提供書

かかり付けの病院がありましたら、「明光園嘱託医大野内科クリニック大野富雄先生宛」に診療情報提供書を頂いてください。

## 2 施設内の移動について

### (1) 廊下の歩行

衝突事故を防ぐため、廊下を歩く時は右側歩行を守ってください。また、施設内での杖の使用は、接触事故の原因になりますので、禁止されています。

### (2) 車椅子の貸し出し

体調不良等により、歩行が不安定な方には車椅子の貸し出しをしております。車椅子の自走は接触事故の原因になりますので、必ず職員に押して頂くようお願いいたします。

## 3 生活上必要な物品等について

### (1) 生活用品の支給と貸し出し

#### ①支給するもの

日常生活に必要な石鹸、シャンプー、洗濯用洗剤、ティッシュ等の生活用品。必要な際はその都度、職員に申し出てください。

#### ②貸し出すもの

ベッド、ベッドマット、布団、茶筆筒。テレビ、ラジオ、冷蔵庫、プレクストーク等の貸し出しについては在庫に限りがあります。なお、電化製品については、出来るだけ早い段階で購入をして頂き、返却できるよう心がけてください。

### (2) 冷蔵庫について

①各ユニットごとに共用の冷蔵庫があります。

#### ②個人で冷蔵庫を購入する場合

地震災害時での転倒の恐れがあるため、小型の冷蔵庫（容量46リットルまでの1ドア冷蔵庫）にしてください。

### (3) 電気ポットについて

火災の恐れがある為、使用できません。魔法瓶のポットは使用できますので、お湯が必要な場合は、各ユニットの給湯器を利用してください。

### (4) 粗大ゴミの処分について

家電製品や粗大ゴミ等、ゴミの種類によっては処分料が発生します。4月と10月の年に2回、回収日を設けており、まとめて処分をすることができます。

## 4 買い物について

### (1) 移動販売

週に一度、エントランスホールに移動販売が来ます。時間は11:00～11:30を予定しております。週毎にユニット単位で買い物の順番が決まっておりますのでご承知置きください。

### (2) 大胡の買い物（職員による購入代行）

月に一度、生活用品の購入代行を職員に依頼することができます。ただし、商品返品トラブルを避ける為にも健康な方は極力買い物ツアーを利用してください。なお、食料品を購入依頼することは出来ません。

### (3) 買い物ツアー

月に一度、希望される利用者様は買い物に出かけることができます。買い物ツアーに参加を希望される方は前月の20日までに職員へ申し出てください。

なお、参加希望人数が多い場合は、複数のグループに分け、数日間、日程を設ける場合がございます。

## 5 貴重品の管理について

### (1) 預金通帳の管理

入所の際には群馬銀行大胡支店に口座を開設して頂きます。明光園では群馬銀行以外の預金通帳をお預かりすることができません。

### (2) 引き出し及び入金

原則として毎週火曜日と木曜日が銀行へ行く日になっております。預金の引き出し、入金を依頼される方は原則として前日までに事務所へ依頼してください。なお、預金の引き出しを依頼された方は、当日(火・木曜日)の16:00以降、現金を受け取りに事務所までおいでください。

### (3) 小口現金の管理

お金の自己管理が難しくなった方は、事務所で3,000円までの小口現金の管理を行うことができます。

### (4) 利用者様同士の貸し借りについて

利用者様同士で金銭の貸し借りをすることは堅く禁止されています。

### (5) 通帳、印鑑、金銭、宝飾品等、貴重品を個人で管理される場合には、施設で金庫を貸し出すことができますが、紛失等にあっても施設は一切責任を負いませんので、ご承知置きください。ご心配な方はご家族に預かって頂くようお願いいたします。

## 6 居室の利用について

### (1) 居室の利用にあたっては建物質貸借契約書を締結して頂きます。

### (2) 居室は明光園が貸し出すものです。壁に穴を空けたり、釘を打ち付けたりしないでください。故意的に破損をさせた場合には弁償をして頂く場合があります。

### (3) 安否確認について

希望者は夜間帯、2時間毎に職員が巡回して安否確認を行います。必要のない方は就寝時、居室に施錠をしてください。起床時間後に全居室を伺い安否確認をさせていただきます。

### (4) 居室はご本人様以外の方が寝泊まりをすることはできません。ただし、終末ケアの際はご家族様が宿泊することができます。

### (5) 認知症や精神疾患等、体調が著しく悪化した場合や入居者同士の間関係等の諸事情により、やむを得ず居室の移動をお願いする場合があります。居室移動に関しては、ご本人様の意向を配慮を致しますが、最終的な決定は施設の判断に従って頂きます。

## 7 通院について

### (1) 指定病院への通院

治療及び定期的な経過観察を目的とした通院については、原則として職員が付き添います。但し、当園が指定する病院以外の通院及び関節痛の緩和療法や歯石の除去・ホワイトニング治療、美容整形等予防的・対症療法的治療等の通院につきましては、ご家族あるいはタクシーやガイドヘルパー等、他機関のサービスをご利用ください。

なお、タクシー等のサービスを利用する場合には、調整しますので職員にご相談ください。

指定病院は次のとおりです。

- 内科  
大野内科クリニック（前橋市樋越町716-1 電話 027-284-9011）  
※明光園嘱託医
- 眼科  
しみず眼科（前橋市樋越町875 電話 027-230-4611）
- 歯科  
あすなろ歯科（前橋市樋越町736-3 電話 027-280-2003）  
高橋歯科（前橋市茂木町270-8 電話 027-283-8957）
- 整形外科  
西田整形外科（前橋市樋越町677-1 電話 027-280-2233）
- 耳鼻科  
いいつか耳鼻咽喉科（前橋市樋越町892 電話 027-280-2111）
- 皮膚科  
五十嵐皮膚科（前橋市城東町3-10-2 電話 027-232-1023）
- 総合病院  
善衆会病院（前橋市筑井町54 電話 027-261-5410）

※指定病院以外の医療機関に通院する場合には、緊急の場合を除き、嘱託医の意見等を踏まえ、対応させていただきます。

## 8 浴室の利用について

### (1) 入浴の種類と時間帯

入浴は一般浴、介助浴、機械浴があり、それぞれ入浴の曜日、時間帯は次のとおりです。

#### ①一般浴（自立している方）

- ・移動、洗身、洗髪動作等において一人で行え、健康面においても特段問題のない利用者様が対象となります。
- ・入浴日は火曜日を除き週に6日設けています。
- ・時間帯は12:30～16:30を予定しており、男性、女性ともに2時間ずつ入浴時間を分けております（12:30～14:30、14:30～16:30）。
- ・水・金・日が女性から、月・木・土が男性からの順番となっております。
- ・職員が20分に1回巡回をして安全確認をします。

#### ②介助浴（一部介助が必要な方）

- ・移動、洗身、洗髪動作等において、一部介助が必要な利用者様が対象となります。
- ・入浴日は週に3日設けています。
- ・時間帯は10:00～を予定しております。
- ・入浴時間がクラブ活動や行事と重なる場合は、入浴時間を午後に移行することができます。

#### ③機械浴（全介助が必要な方）

- ・移動、洗身、洗髪等の動作が困難な利用者様が対象となります。
- ・入浴日は週に2日設けています。

### (2) 入浴時の注意点

- ・飲酒をした後の入浴は堅く禁止されています。

・浴室内は他利用者様と衝突の危険があります。安全確認をしながら入浴をしてください。

## 9 洗濯室の利用について

### (1) 洗濯室の利用時間

5：00～18：00までとなっております。

### (2) 利用上の注意点

- ・使用中は、洗濯室入り口付近の衝突を防ぐ為、必ずドアを閉めて、他の利用者様に知らせてください。
- ・退室する際は、ドアを開け、洗濯室内に誰もいないことを知らせてください。

※洗濯機の使用後は、次の方が早く使用出来るよう、側に洗濯カゴや袋を置いてください。

## 10 公衆電話の利用時間について

公衆電話の利用は5：00～20：30までとなっております。

## 11 外出について

### (1) 外出・外泊許可証

外出・外泊をされる利用者様は必ず職員に申し出て外出・外泊許可証を受け取ってください。外出・外泊許可証は施設に戻り次第、職員に渡し、帰園したことを伝えてください。また、食事を止める際はその旨お伝えください。

### (2) 単独外出の許可

弱視の方で安全な歩行が維持できている利用者様に限り、単独外出の許可証を出しております。許可証は歩行テストに合格した利用者様に出されます。歩行テストには担当職員、生活相談員が後方から付き添い評価します。

### (3) 単独外出の持ち物

単独外出をされる方は必ず下記の物を携行していただきます。

- ①白 杖
- ②携帯電話（明光園の番号が登録済みの電話）
- ③許可証

### (4) 長期間の外泊について

長期間外泊をされる場合は、事前に生活相談員へお伝えください。

## 12 座談会について

### (1) 座談会の開催について

座談会は3ヶ月に1度・年4回（原則として3月、6月、9月、12月）、地域交流ホールで開催致します。

体調不良や特別の理由がない限りは必ず出席をしてください。

### (2) 生活の要望について

座談会では意見交換の時間を設けております。不便に感じていることや提案等がありましたら、遠慮なくお伝えください。なお、個人的な内容については、個別で承りますので、後ほど職員をお呼びください。

## 13 エアコンの使用について

- (1) 食堂等の共用スペースについては、21:00で停止させていただきます。
- (2) 各居室については、使用時間の制限はありませんが、ご自身の健康管理及び経費節減に配慮していただき、適正な使用をお願いします。

#### 14 食事について

- (1) 食事の提供時間
  - 朝食 7:30
  - 昼食 11:45
  - 夕食 17:30
- (2) 食事の席について  
各ユニット毎の食堂で、決められた席に座って頂きます。
- (3) 月に1度、イベント食を用意させていただきます。その際、アルコール類の飲酒を希望される方は職員に申し出てください。また、食事に関する要望等がありましたらお気軽に職員までお伝えください。
- (4) 持病をお持ちのご利用者様もおられます。利用者間で嗜好品の差し入れを控えて頂く場合がございますので、その際は職員の指示に従ってください。

#### 15 飲酒・喫煙について

- (1) 飲酒は自由ですが他の利用者様に迷惑にならないよう注意をしてください。飲酒によるトラブルを起こした場合は、禁酒に従って頂きます。
- (2) 喫煙は必ず所定の喫煙室で行ってください。喫煙時間は5:00~20:30となっております。喫煙のルールやマナーを守れない場合は禁煙に従って頂きます。

#### 16 月の予定表について

月初めにその月の予定表をお配りしています。墨字が読める方は墨字で、点字が読める方は点字で、墨字も点字も読めない方には録音済データ（MP3）を再生機で再生していただいています。

なお、録音済データ（MP3）は毎月末に回収し、新たに録音し直したデータ（MP3）を月初めにお渡しします。

※録音済データ（MP3）は明光園の貸し出しになりますので、紛失にはご注意ください。

#### 17 感染症の予防について

- (1) 普段の予防
  - 歩行等で手すり等に触れる機会が多いことから、普段からこまめな手洗いをお願いします。
  - 特に感染症流行期には、外出から戻った際には、必ず手指消毒の徹底をお願いします。
- (2) 隔離
  - 感染症の流行を予防する為に、発熱、下痢、嘔吐、その他風邪症状がみられる方については、お部屋で過ごして頂きます。その際、食事の配膳、洗濯の代行、身体の清拭等においては職員がお手伝いを致します。
- (3) 不測の事態
  - 施設内でインフルエンザやノロウイルス等の感染症が大流行した場合におい

ては、入浴の中止、食堂の出入り禁止等の措置を行う場合があります。

## 18 看取りケアについて

当施設ではご本人様、ご家族様の要望に応じて、看取りケアを行っています。嘱託医の指示に基づき身体的苦痛の緩和や精神面でのケアを中心とした看取りケアを行い、終末期を当施設で迎えて頂きます。看取りケアに当たっては、医師の面談、看取りの事前確認書が必要となります。

## 19 身元引受人(身元保証人)の方へのお願い事項

- (1) 毎月定期的に発生する利用料金等の支払いに関すること。
- (2) 施設で管理する通帳の残高通知の送付先になること。
- (3) ご本人様の状況・容態等をはじめとする各種情報の連絡先窓口になること。
- (4) ご本人様に関する各種通知の送付先になること。
- (5) ご本人様が認知症等によりご自身での判断が困難になった場合に相談先になること。
- (6) ご本人様が医療機関に入院された場合や看取り期を迎える等、担当医から説明がある場合に立ち会って頂くこと。  
※入院時の洗濯物やお支払い等については施設で対応することは可能です。
- (7) ご本人様がお亡くなりになられて退所をされる際の全ての慰留金品の引き受け先になること。  
※お支払いの残金がある場合は、その際に精算をお願いします。  
※ご本人様の遺産相続に関わることについては、一切関与できませんのでご承知おき下さい。  
※まれに、身元引受人(身元保証人)と音信不通になる場合がございます。その場合は、他の親族にご連絡をさせて頂き、身元引受人(身元保証人)の交代等に関するご相談をさせて頂く場合がございますのでご承知おきください。

## 20 その他

- (1) 担当職員  
各ご利用者様には決められた担当職員1名がお世話をさせて頂きます。趣味活動や買い物等の同行援助は担当職員が行いますので、その都度ご相談ください。担当職員は1年ごとに交代をします。
- (2) 面会時間  
7:00~20:00となっています。  
上記の時間以外は施錠されますので、面会をご希望の方は事前にご連絡ください。  
なお、面会時には、玄関に設置されております「面会票」にご記入し、面会票箱に投入して頂きますようお願い致します。
- (3) 強制退所  
次のような場合には、強制的に居室変更あるいは措置権者と協議の上、強制的に退所していただくことがあります。  
①施設で定められた規則・ルールに従わず、集団生活にそぐわない行為がみられる場合。  
②何の根拠もなく、いたずらに特定の利用者様の噂話を流すなどの人格攻撃を

行い、名誉を毀損し園内の秩序を乱した場合。

③施設の利用者及び職員の情報を外部の者に漏らし、または施設内の状況等を歪曲し、故意に外部の者に流した場合。

(4) 相談窓口

事務所は平日・土曜日の8:30～17:30まで受付しております。

生活上の相談がございましたら、生活相談員をお呼びください。どのような内容でも構いませんので、お気軽にご相談ください。

(5) 本手引きに定めのない事項については、その都度生活相談員に相談していただき、園長と協議の上決定させていただきます。

上記の内容を確認し、施設の定めた規則に従います。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人氏名 \_\_\_\_\_ 印